



2024年10月31日

各 位

会社名：株式会社 C D G  
代表者名：代表取締役社長 小西 秀央  
(コード番号2487・スタンダード)  
問合せ先：取締役 管理本部長 山川 拓人  
(TEL：06-6133-5200)

### (開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

2024年9月12日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

2024年9月12日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社 CL ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、本公開買付けにより当社株式の全てを取得できなかった場合には、当社との間で、公開買付者の株式を対価とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約を締結し、公開買付者が当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続を実施することを予定しており、また、公開買付者は、本株式交換について、本公開買付けの成立後において公開買付者が有する当社の議決権の数が当社の総株主の議決権の数の9割以上とならず、会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により本株式交換が実施できない場合には、当社に対して、本株式交換の承認を付議議案に含む臨時株主総会の開催（以下「当社臨時株主総会」といいます。）を、本公開買付け後速やかに要請する予定とのことでした。

また、公開買付者は、公開買付者において開催予定の公開買付者臨時株主総会（但し、公開買付者臨時株主総会の開催は、本株式交換が会社法第796条第2項本文に定める簡易株式交換により実施できない場合に限り、）において本株式交換の承認にかかる付議議案が否決されることに備えて、本株式交換が成立しないことを条件として、会社法第180条に基づき、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなり、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるような割合による株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案とする臨時株主総会の開催（当社臨時株主総会が開催される場合は、当社臨時株主総会において併せて付議議案とする予定。）を、本公開買付け後速やかに要請するとのことでした。

当社は、上記のとおり、当該要請が当社に対してなされる可能性があることから、当社臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ当社臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を2024年10月1日に定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当社臨時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めておりました。

しかしながら、2024年9月25日付「株式会社CLホールディングスによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの結果、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の9割以上となり、かつ、今般、公開買付者は、本株式交換を、会社法第796条第2項本文に定める簡易株式交換により実施し、公開買付者臨時株主総会を開催しないこととなりましたので、当社臨時株主総会を開催せず、上記基準日につきましても取り消すことといたしました。

以 上